



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース①

2023/9/25

NO.530 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

消費税インボイス学習会 開催

6日、9割が知らない生き残るための抜け道とは？インボイス制度で業者は生き残れるか？消費税は平等で公平な税金なのか？消費税の本質など、はじめてでもよくわかる消費税インボイス学習会が新潟市で開催され、県内外から会場参加やリモート参加がありました。

講師の神田知宜税理士は、正しい情報を得ること、消費税は消費者に課税されて事業者が預かって納付している間接税ではなく、業者に課税されて、事業者が納税するという「直接税」であることを消費税法の条文や裁判の判決、国会答弁での内容を解説しました。単なる増税のインボイス制度実施による影響、事務負担や税金の増、景気悪化など、デメリットしかないインボイス申請は、取り下げ件数も増えていると話しました。

どんぶり勘定事務所の神田知宜税理士は、ユーチューブにインボイス制度の仕組みや延期中止、取り下げ方法など、分かりやすい動画をたくさん発信していますので、是非スマホやパソコンから視聴してください。



インボイス制度の「2割特例」が活用できる条件

令和5年10月1日以降にインボイス登録をしても「2割特例」が利用できます。

2割特例とは、免税事業者からインボイス発行事業者として課税事業者となった方で、納める消費税額が売上の消費税額の2割になる3年間の特例です。

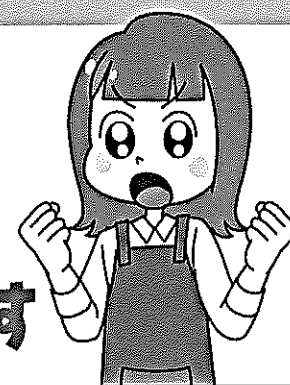
例えば・・・

売上の消費税額が30万円の場合
 2割特例を活用すると
 30万円×2割＝6万円が
 納税する消費税となります。

インボイス制度 申請相談会

日時 9月27日(水) 午後6時から
 会場 民商事務所
 参加を希望の方は、民商へご連絡をお願いします。

10月に実施すべきは
 インボイス制度ではなく、
 消費税5%への減税です



- ◆登録は9月末まで
- ◆登録した後でも登録の「取り下げ」が可能(9月29日必着)
取り下げ件数が1万件超え(フリーランスの会調べ 6月末時点)
- ◆物価高で営業とくらしが大変！インボイス制度は実施中止を！

過払い金の相談も受付しています

10月の無料法律相談

日時 10月11日(水)

午前10時30分

会場 村上民商事務所

弁護士 新潟中央法律事務所

小淵真理子弁護士

※相談受付締め切り 10月6日(金)

☆相談希望の方は、必ず事前に電話で予約を。
 ☆緊急の相談は新潟市の同法律事務所です。
 事務局まで連絡を。



～あなたも民商の共済会に～
 会員・配偶者は無条件で加入可
 同居家族、従業員も加入可

月 1,000 円

見舞金・祝金

村上民商ニュース②

2023/9/25

NO.530 村上市仲間町334

村上民主商工会

☎75-5272 FAX62-7392

村上市省エネ設備導入支援補助金(村上市役所ホームページより一部抜粋)

新型コロナウイルス感染拡大の影響に加えエネルギー価格の高騰により事業所の負担が増していることから、事業所がコスト削減を図るために実施する省エネ設備導入に対して補助金の交付です。

補助対象経費

下記のいずれかの性能を有する、市が定める設備の更新にかかる経費

- グリーン購入法調達基準に適合した設備
- トップランナー基準を達成した設備
- トップランナー基準を達成した設備と同等の性能を有すると認められる設備

補助の対象となる設備や条件

■LED 照明

LED 照明以外から LED 照明への事業用の更新に限る

■エアコン・冷蔵庫・冷凍庫

更新する設備は、店舗や事務所など事業用として使用するものに限る

補助率・補助金額

補助率:補助対象経費の 5 分の 1(千円未満切り捨て) 上限額:20 万円

申請受付期間

令和 6 年 1 月 15 日(月)まで

※令和 6 年 2 月 29 日までに事業を完了する必要があります

※予算額を超える申請があった場合は、期間内であっても受付を終了します

提出方法

窓口への提出、郵送のいずれかの方法で提出してください

窓口:村上市役所 3 階 地域経済振興課

郵送:〒958-8501 村上市三之町 1 番 1 号 村上市役所地域経済振興課 宛

子育て世帯生活支援特別給付金

食費などの物価高騰に直面する子育て世帯に対する支援として「子育て世帯生活支援特別給付金」で、全国一律の制度です。

支給金額 児童1人当たり一律5万円

申請期間 令和6年2月29日(木)まで

支給対象 【ひとり世帯】

- ① 公的年金等を受給していることにより、令和5年3月分の児童扶養手当の支給を受けていない方
- ② 令和5年3月分の児童扶養手当は受給していないが、食品等の物価高騰の影響で家計が急変し、収入が児童扶養手当受給者と同水準となっている方など

【ひとり親世帯以外】

- ① 平成17年4月2日以降に生まれた子供を監護する方で、令和5年1月以降に物価高騰の影響で家計が急変し、収入が住民税均等割非課税相当と同水準となった方など

申請先 お住いの市町村の福祉課やこども課

申請書類 支給対象によって、申請が必要な場合と不要な場合があります。